

資料

農産物検査を見直し、斑点米カメムシ防除はやめるべきだ

(2007年1月)

反農薬東京グループ

〒202-0021

東京都西東京市東伏見 2-2-28-B

電話 / ファックス 042-463-3027

Email mtsuji@jcom.home.ne.jp

1、斑点米カメムシ防除でミツバチ大量死

2005年、岩手県の6市3町でカメムシ防除のための農薬、クロチアニジン(商品名 ダントツ)によるミツバチの大量死が発生しました。8月9日から20日にかけて、772群(1群は3~5万匹)が被害を受けました。損害総額は3000万円。対策を取ったと県はいいますが、2006年もまた県北部で被害が報告されました。さらに、岩手県にとどまらず山形県でも置賜地方を中心にミツバチの大量死が発生しました。これらは、水稻のカメムシ防除のための農薬散布の影響と考えられています。

コメに茶色のシミをつけるという被害を与えるカメムシを「斑点米カメムシ類」と呼んでいますが、ここでは単に「カメムシ」と呼びます。カメムシの被害は、ウンカのように生産量が極端に減少するものではありません。

カメムシの種類は、アカスジカスミカメ、アカヒゲホソミドリカスミカメ、トゲシラホシカメムシ、ホソハリカメムシ、クモヘリカメムシなど多数ありますが、いずれの種類も稲の穂が出始めると、周辺の雑草地(主にイネ科雑草)から水田内に飛来して稲穂を吸汁加害するという事です。イネの乳熟期以前に吸汁されると不稔となり、糊熟期以降に吸汁されるとそのときの傷がもとで、収穫後の玄米に茶褐色のシミ(斑点米)ができるといわれています。

この斑点米(着色粒)が1000粒に2粒あれば、コメの価格が60キロあたり600円から1000円低下するというのです。1000粒といえばにぎり寿司2個分くらいと言われています。そこに茶色っぽいシミのあるコメが一粒混じろうが、二粒混じろうがどうということはなく、単なる見栄えの問題です。それだけのために大量に農薬散布をする。まったく理不尽な農薬散布といえましょう。

2、農産物検査で等級格差

2005年のコメの収穫量は906万3000トン（以後、数値はすべて玄米換算）。そのうち、流通したのは472万トンから535万トンと推計されているそうです。（農水省食料局消費流通課）。ずいぶん差がありますが正確なところはわからないということでした。生産者から直接消費者にいったのが（直売）128万トンと推計。政府が買い上げたのが37万トン。これが政府米ですが、備蓄用に100万トンくらいを目処に毎年40万トンくらい買い上げているそうです。古いのは市場に出します。政府米は買うときも売るときもすべて入札でやっているとのことでした。

コメは3点セットと呼ばれる産年、産地、銘柄を袋に表示して売られていますが、この表示はJAS法によって、農産物規格検査を受けないとできないことになっています。ですから、市場に流通しているコメはほとんど農産物検査を受けています。昨年は503万トンが検査されたということです。農産物検査法には「検査を受けることができる」と書いてあるので、受けなくてもいいのですが、受けないと3点セットが表示できないため、市場に出そうとしたら受けざるを得ません。

玄米及び精米品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第515号）
平成12年3月31日制定 平成14年5月2日一部改正

（表示事項）

第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者（精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。）が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 原料玄米
- (3) 内容量
- (4) 精米年月日（原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。）
- (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

2 玄米にあっては、販売業者が表示すべき事項は、前項第4号に掲げる事項に代えて、調製年月日（原料玄米を調製した年月日をいう。以下同じ。）とする。

3 輸入品であって、精米年月日又は調製年月日が明らかでないものにおいて、第1項第4号又は前項に規定する事項に代えて、輸入年月日とする。

（表示の方法）

第4条 前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の表示に際しては、販売業者等は、生鮮食品品質表示基準第4条の規定にかかわらず、次の各号に規

定するところによらなければならない。

(2) 原料玄米

原料玄米の表示を、次に定めるところにより記載すること。

ア 産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和26年法律第144号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあっては、産地、品種、産年及び使用割合（原料玄米の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を表示することとし、この場合における産地及び使用割合は、次の各号に規定するところにより記載すること。

コメの検査は農産物検査法で決められた「農産物規格規定（H13年2月28日農林水産省告示田尾244号）」で定められています。この中に着色粒の規定があるのです。

細かくは以下のように決められています。

八 品位

(イ) 水稻うるち玄米及び水稻もち玄米

等級	項目	最低限度		最高限度							
		整粒 (%)	形質	水分 (%)	被害粒、死米、着色粒、異種穀粒及び異物						
					計 (%)	死米 (%)	着色粒 (%)	異種穀粒			異物 (%)
							もみ (%)	麦 (%)	もみ及び麦を除いたもの (%)		
一 等		七〇	一等標準品	一五・〇	一五	七	〇・一	〇・三	〇・一	〇・三	〇・二
二 等		六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・三	〇・五	〇・四
三 等		四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・七	一・〇	〇・六

規格外 一等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であって、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

着色粒については昭和49年に規格が設定されたまま、何の検討もなされず30年以上続いています。

水稲うるち玄米の場合、着色粒が0.1%以下だと1等米、0.3%までなら2等米、0.7%までなら3等米となります。1000粒に1粒以下でない1等米にはならないわけです。等級によって販売価格が変わります。1等米と2等米の価格差は、玄米60キロで600円から1000円です。(平成18年度産取引における等級間格差(平成18年10月31日現在))

この規定のために、農業者はカメムシ防除の農薬散布を強いられているのです。毎年、夏前にカメムシ防除の農薬散布を呼びかける注意が病害虫防除所等からだされています。

3、何度も注意報を出し農薬散布を徹底

たとえば、新潟県病害虫防除所は平成18年7月13日付けで注意報第2号をだしています。カメムシ類は畦畔の雑草などから水田に飛来するため、畦畔の除草を徹底するよう求めた上で、品種ごとに出穂期にあわせて薬剤防除を徹底するように注意しています。参考として防除農薬をあげています。

オオトゲシラホシカメムシを対象とする場合として、エルサン粉剤2LD(乳剤)、キラップ粉剤DL(フロアブル)、スタークル粉剤DL(液剤)、アルバリン粉剤DL、スミチオン粉剤2DL(乳剤)、MR・ジョーカー粉剤DL、スタークル粒剤、アルバリン粒剤があげられています。

秋田県では、平成18年7月19日に県病害虫防除所が「病害虫防除対策情報第1号」として、カメムシ対策を書いています。新潟と同じような内容ですが、雑草管理のほか、「イネの出穂期10日後ころに効果の高いネオニコチノイド系の茎葉散布剤(スタークル粉剤DL、アルバリン粉剤DL、スタークル液剤10、スタークルメイト液剤10、ダントツ水和剤)を散布する。茎葉散布剤が散布できない場合はスタークル粒剤、アルバリン粒剤、ダントツ粒剤を出穂期7~10日後に散布する」としています。

ネオニコチノイド系殺虫剤が推奨されているのが最近の傾向といえます。

カメムシ被害面積と防除面積

では、イネの害虫の中で、カメムシ類はどの程度の位置を占めているのでしょうか。以下の表は平成17年度の害虫発生面積と防除面積です。(単位：ヘクタール)

平成 17 年度

害虫名	発生面積	実防除面積	延べ防除面積	* 比率 (%)
ニカメイガ第一世代	81,715	273,140	258,862	316.8
ニカメイガ第二世代	55,973	284,798	300,686	537.2
セジロウンカ	763,477	988,421	1,384,933	181.4
トビイロウンカ	154,940	623,283	963,768	622.0
ヒメトビウンカ	621,078	875,581	1,220,832	196.6
ツマグロヨコバイ	602,729	818,813	1,057,344	175.4
イネハモグリバエ	1,047	76,803	76,803	7335.5
イネミギワバエ	129,455	243,665	244,165	188.6
イネキモグリバエ	7,509	31,442	31,442	418.7
イネドロオイムシ	137,844	730,185	749,104	543.4
イネゾウムシ	114,242	242,090	242,640	212.4
イネクロカメムシ	23,826	11,812	12,134	50.9
斑点米カメムシ類	531,385	1,112,361	1,778,989	334.8
イチモンジセセリ	134,516	149,905	163,730	121.7
フナオビコヤガ	276,474	246,057	266,912	96.5
イネヨトウ	13,009	46,443	56,746	436.2
アワヨトウ	7,824	46,463	56,766	725.5
コブノメイガ	275,705	365,756	461,033	167.2

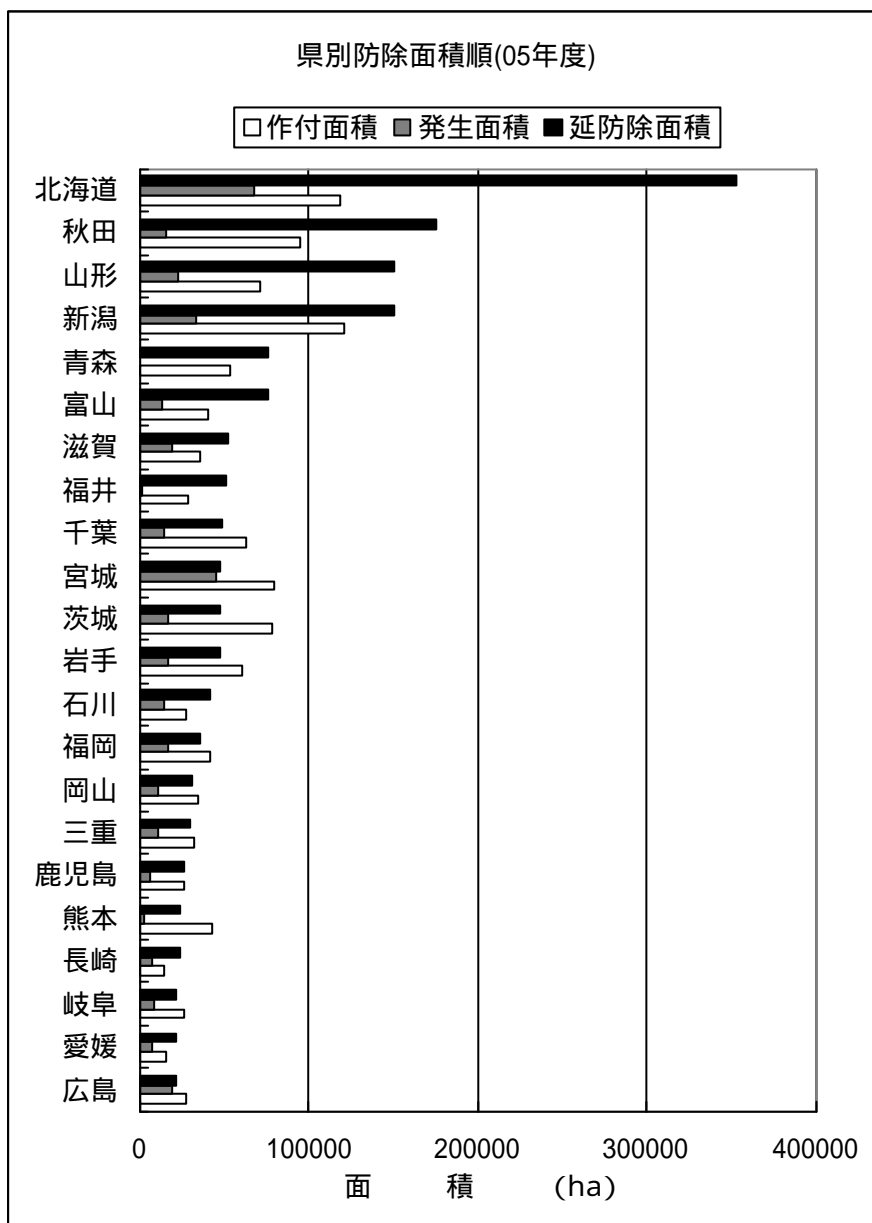
(農薬要覧 2006 年版より作成)

* 延べ防除面積 / 発生面積

カメムシの発生量は 531,385 ヘクタールで害虫発生面積からすれば 4 番目ですが、防除面積は実面積も延べ面積もトップです。これだけ大量に農薬を使用するのは、おそらく、直接価格に跳ね返ってくるからではないでしょうか。

では、どの県にどれだけカメムシ防除がなされているのか、見てみましょう。

グラフは上位 2 2 までを示しています。北海道、秋田、山形、新潟などが多くなっています。北海道がだんとつに多いのはどういう理由でしょうか。



4 , カメムシ防除用の農薬

カメムシ防除にどのような農薬がどれくらい使われているかということは、残念ながら正確なデータがないのでわかりません。カメムシを対象とした登録農薬は、381 製剤が登録されています。剤形別に見ると

- 1、粉剤 278 製剤 ほとんどが混合剤
成分 41 種類
- 2、乳剤 63 製剤 単剤が多い

- 成分 1 1
- 3 , フロアブル 1 8 製剤 混合剤が多い
- 成分 9
- 4 , 粒剤 1 1 製剤 単剤のみ
- 成分 4
- 5、マイクロカプセル 1 0 製剤
- 成分 3
- 6 , 水溶剤 8 製剤
- 成分 2
- 7 , 液剤 2 製剤
- 成分 1
- 8 , 粉粒剤 1 製剤
- 成分 1

北海道でカメムシ防除に使用されている農薬

防除面積の最も多い北海道の防除ガイドに、カメムシ対策として記載されている登録農薬を挙げておきます（() 内は商品名）。有機リン系、カーバメイト系、ピレスロイド系に混じって、ネオニコチノイド系のジノテフランとクロチアニジン（いずれも 2002/04/24 登録）、フェニルピラゾール系のエチプロール（2005/01/22 登録）など最近登録された活性成分も目に付きます。これら三成分はミツバチの半数致死量が 0.00379 から 0.0337 $\mu\text{g}/1$ 頭と低いことが気になります。

【水面施用】

< ネオニコチノイド系 >

クロチアニジン（ダントツ粒剤）

ジノテフラン（アルバリン粒剤、スタークル粒剤、同 1 キロ H 粒剤、スタークルメイト 1 キロ H 粒剤）

【茎葉散布用】

< 有機リン系 >

DEP（ディプテレックス乳剤）

MEP（スミチオン粉剤 2DL、同粉剤 3DL、スミチオン乳剤）

MPP（バイジット粉剤 2DL）

PAP（エルサン粉剤 2、同粉剤 2DL、同粉剤 3DL、エルサン乳剤、パプチオン乳剤）

< ネオニコチノイド系 >

- ジノテフラン（アルバリン粉剤 DL、スタークル粉剤 DL、スタークル L 剤 DL、スタークルメイト L 粉剤 DL、スタークル液剤、同液剤 10）、
イミダクロプリド（アドマイヤー粉剤 DL）
クロチアニジン（ダントツ粉剤 DL、ダントツ水溶剤）
- <ピレスロイド系>
エトフェンプロックス（トレボン乳剤、トレボン EW、トレボン MC、トレボン粉剤 DL、トレボン L 粉剤 DL）
- <その他>
シラフルオフエン（MR ジョーカーEW、MP ジョーカー粉剤 DL）
エプチロール（キラップフロアブル）
- <混合剤（有機リン系+）>
BPMC・MEP（スミバッサ粉剤 20 DL、スミバッサ乳剤 75）
BPMC・MPP（バイバッサ粉剤 DL）
BPMC・PAP（エルサンバッサ粉剤 20 DL）
イソキサチオン・BPMC（カルホスバッサ粉剤 DL）
マラソン・BPMC（マラバッサ粉剤 DL）
エトフェンプロックス・MEP（スミチオントレボン乳剤）

5、地方議会からの意見書

秋田県・大潟村環境創造21の意見書案

不必要な農薬使用を助長する農産物検査制度の見直しを求める意見書(案)

食の安全、安心が求められている近時、農産物の品質を保証する米穀検査の役割も大きなものになっております。しかしながら現在の農産物検査法の規格規定は、次のような理由によって実情に即した見直しが必要と思われるので、検査規格検討会での検討をお願いいたします。

理由

(1) 農産物規格規定が農薬の使用を助長している 現在の農産物検査法は外觀を重視した検査を行っており、食品に求められている安全性や栄養価など、内容の検査はほとんど行われていません。むしろそのことが農薬の多投入を促す結果になっています。例えば、農産物規格規定によればカメムシ等の食害による「着色粒」の混入量を一等米で0.1%を上限と定めています。平成15年度には、秋田県内で二等米以下に格付けされた中の46.7%はこの着色粒が原因

になっており、農協などの指導機関では検査で等級が落ちるのを防ぐために、地域一斉に1?2回の殺虫剤を散布するように指導しており、同様にいなこウジ病予防の殺菌剤散布も指導、実際に農家はこれらの散布を行っています。そのことを全国に視野を広げれば国民の健康と自然環境に影響を与える懸念があり、また被害粒は検査後に選別機で容易に除去できていることと併せて考慮すれば、消費者にとっても必要な規格規定であるとは考えにくいものです。

(2) 検査結果が表示や消費者価格に反映されていない 農産物検査法による品位検査は「玄米」が対象であって、白米には適用されません。このことは玄米を精米にすると検査結果は「消滅」してしまい、白米には国が検査したことを表示する義務がないということの意味をしています。これでは検査を行う意味があるのかはなはだ疑問というだけでなく、検査表示のない白米は消費者が選択する際の判断情報としても役立ちません。またこの検査は、人の四感（視覚, 臭覚, 触覚, 聴覚）に頼った制度であり、検査員の技能に左右されやすいという問題も抱えています。

(3) 農産物の公正な取引がされていない 農産物検査の目的の一つは品質に見合った適正な価格形成を図ることとされています。米検査の結果が検査後に消滅し、小売りの表示や価格に反映されないのであれば、生産者が売り渡す際に生じる等級価格差（1,2等の差は60kg当たり約600円。秋田県全体では30億円/秋田農試の試算）はどうなるのでしょうか。着色粒などの理由で格付けされた農産物価格の差額（1等米と2等米の）は色彩選別機を使用する精米段階で吸収されているのが実情です。このように生産者にのみ不利益になり、それが消費者の利益にもつながらず、一部の人にのみ利益になる現在の農産物規格規定は、公平な制度とはいえず必要性を合理的に説明する理由がありません。

(4) 既に選別機が広く導入されていること 国内で流通している精米のほとんどは選別機を通されているから、精米業者に新たなコスト負担を求めることにはならない。また少数の選別機を持たない精米業者については、それを保護することを理由に生産者に農薬を散布させることは合理的とはいえない。

以上により農産物検査法を適正なものに改められるよう、強く要望します。

要望事項

農産物検査法、農産物規格規定の玄米に係る検査項目を見直し、外観によってではなく内容と安全性を重視したものにすること。

秋田県議会意見書

意見書案提出書

意見書案第3号

農産物検査制度の見直しを求める意見書

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第8条第1項の規定により提出します。

平成17年 3月 9日

提出者 秋田県議会議員全員

秋田県議会議長 鈴木 洋 一 殿

理 由

現在の農産物検査法は主として外観を重視した検査となっており、特に玄米検査においては、精米してしまうと当初の玄米検査の結果が消滅してしまうなどの問題が生じていることから、農産物規格規定に係る検査項目等について見直すことを国に求める必要がある。

農産物検査制度の見直しを求める意見書

食の安全・安心が求められている現在、農産物検査法は農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与することを目的としており、そのことは生産者と消費者双方にとって大切なことである。

しかしながら、現在の農産物検査法は主として外観を重視した検査であり、特に玄米検査においては、精米してしまうと当初の玄米検査の結果が消滅してしまうなど、品位の格付けである等級評価が消費者段階の表示に反映されないという状況もある。

また、生産者側としては、一等米の条件を確保するために農薬を必要以上に散布し、これが水田生態系に悪影響を与える可能性も考えられる。

こうした問題は本来の農産物検査制度の趣旨を損なうことになり、国民の食の安全・安心に関心が高まっている状況を考えれば早急な見直しが必要である。

よって、国においては、農産物検査法の農産物規格規定に係る検査項目等について見直しを図られることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成 年 月 日

秋田県議会議長 鈴木 洋 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
農林水産大臣
食品安全担当大臣

岩手県議会意見書

平成 16 年 12 月 15 日（発議案第 3 号） 意見書提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、食品安全担当大臣、農林水産大臣

農産物検査制度の見直しを求める意見書

食の安全・安心に資するとともに、生産・流通の合理化が促進される制度に改善を図るため、農産物検査法の農産物規格規定の玄米に係る検査項目・基準を見直し、外観だけでなく、真に、生産者・消費者の求める品質を重視したものにするなど、農産物検査制度の見直しを図られたい。

理由

農産物検査法は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としており、その役割は生産者・消費者双方にとって、一層大きなものとなっている。

しかしながら、現在の農産物検査法は外観を重視した検査を行っており、玄米検査の場合、精米すると検査結果が消滅することとなり、品位格付けについては、表示や消費者価格に反映されず消費者が選択する際の判断情報となっていない。

また、多様化する消費者ニーズや流通形態を考慮すれば、消費者が求めない検査基準を達成するために防除の吟味が求められ、生産者の経済的負担が増加するなど不合理が見られる。

こうした問題は、制度本来の趣旨を損なうほか、食の安全・安心に関心が高まっている今日の状況を踏まえると、早急な見直しが求められるところである。

よって、国においては、農産物検査法の農産物規格規定の玄米に係る検査項目・基準について、生産・消費の実情を踏まえた見直しを図られるよう強く要望する。

上記のとおり地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

6 , カメムシの耕種的・物理的防除の例

以下に示す方法は、農家が苦勞して編み出したものの一部です。研究所を多数持っている国が農薬散布を勧めるのではなく、こうした方法の検証や、効果の確認、普及などに積極的に努めるべきと思われます。

畦畔や周辺の草を刈る

カメムシは水田内で発生するのではなく、畦や休耕田などのイネ科雑草から水田に侵入すると言われていています。この虫はイネよりもイネ科雑草の方が好きなのだそうです。

となると、カメムシが好む餌植物を水田周辺の雑草地に生育させないことが大事です。そのために、畦畔の草をイネの穂が出る前に刈り取ることが推奨されています。

グランドカバープランツを植える

カメムシが好きでないハーブなどを畦に植える。たとえば、ミントなどは効果があるようです。(北海道) また、ハッカでカメムシを防いでいるところもあります。イタリアンライグラスなどを畦に植えるところもあるようですが、これはカメムシが好きですから、止めた方がいいとのこと。

アイガモもカメムシを食べる

イネクロカメムシにはアイガモが食べて駆除してくれるそうです。(島根県隠岐郡)

7 , 有機農業の推進に関する法律

議員立法である「有機農業の推進に関する法律」が 06 年 12 月 6 日に参議院本会議で、12 月 8 日に衆議院本会議でいずれも、全会一致で可決、12 月 15 日公布・施行されました。

たたき台となる試案を出した日本有機農業学会、日本有機農業研究会、全国産直産地リーダー協議会をはじめとする有機農業に携わってきた生産者や消費者、流通業者らによる超党派の有機農業推進議員連盟(04 年 11 月設立、06 年 3 月 10 日現在、参院議員 57、衆院議員 97 が参加)への働きかけが、法案成立の原動力となりました。

条文では、有機農業を『化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業』と定義されました。

また、その推進に関する基本理念では、

『有機農業の推進は、農業の持続的な発展及び環境と調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するもの』との認識のもとで、有機農産物の生産・流通・販売の取組みや入手の推進、有機農業者等と消費者等の連携、有機農業者等の自主性尊重などが謳われています。

国や地方自治体の責務など

農林水産大臣には、有機農業推進のための基本方針を明らかにすることが、都道府県には、推進計画を立案することが義務づけられました。

また、国や地方公共団体は以下のことを講ずるとされています。

- ・有機農業者及び有機農業を行おうとする者の支援のために必要な施策
- ・有機農業に関する技術の研究開発及びその成果の普及を促進するため研究施設の整備、研究開発の成果に関する普及指導及び情報の提供その他の必要な施策
- ・有機農業者と消費者の相互理解の増進や有機農業の推進に関し必要な調査を実施
- ・国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業の推進のための活動の支援のために必要な施策

農林水産大臣が策定する基本方針は今年度中に出される予定で、これに基づき、地方公共団体の推進計画で、より具体化されるものと思われます。

着色米に関する規格規定を止め、カメムシ対策として農薬散布に頼らない稲作技術を普及させることは、農業生産に由来する環境への負荷を低減することを目指すこの法の趣旨にもあいます。